

2014年（平成26年）9月4日

日本放送協会  
会長 萩井勝人 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎 省吾  
〒650-0011  
神戸市中央区下山手通5-7-11  
兵庫県母子会館2階C  
TEL：078-361-7201  
FAX：078-361-7205  
URL：<http://hyogo-c-net.com>  
〔連絡先〕担当：弁護士 辰巳裕規  
TEL：078-371-0171  
FAX：078-371-0175

## 質 問 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人では、現在、貴協会の定める放送受信規約（以下、規約といいます）について、調査、検討をしています。同規約には、下記の各条項が存在します。

### 【4条1項】

放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。

### 【9条】

放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。

### 【13条1項】

放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

これらの条項に関しまして、下記の通り、質問がありますので、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

ご回答は、本書面到達後一ヶ月以内に文書にてお願い致します。

なお、本質問及び本質問に対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本質問に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

## 記

### **【質問事項1】受信機の設置者が意思無能力・制限行為能力（後見・保佐・補助・未成年者）の場合の取扱いについて**

規約4条1項においては、「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」とされ、受信機を設置することにより受信契約が成立するものとされておりますが、意思無能力者・制限行為能力者（後見・保佐・補助・未成年者）が受信機を設置した場合にも、受信契約は成立するとの取扱いをされていますか。

この場合、契約の無効の主張あるいは取消権の行使（民法5条2項・9条・13条4項・17条4項）に応じる取扱いをされていますか。

### **【質問事項2】契約の成立時期の遡及について**

放送法64条1項では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」とありますが、契約の成立時期を定める規定は存しません。他方、規約4条1項においては、「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」とされています。

貴協会では、契約締結以前である受信機の設置の日に遡って受信料を徴求する取扱いをされていますか。

また、民法526条1項は、契約は承諾の意思表示が発信された時に成立すると定めており、契約の成立時から、契約当事者は権利を取得し、義務を負担することになるのが民法上の原則と考えられます。仮に契約締結以前である受信機の設置の日を契約の成立の日とし、その時から受信料から徴求をする取扱いをしている場合は、民法上の規定と異なる取扱いをしていることとなります（このような取扱いは、放送法においても根拠規定は存しません）。仮に受信機の設置の日に遡って受信料を徴求する取扱いをする場合は、その根拠について御説明ください。

### **【質問事項3】受信機の廃止等と契約の終了時期について**

規約9条は1項で、「放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送

受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない」とし、2項で、「NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする」と定めています。

この規約によると受信契約の終了時期は届出日となるように読めます。しかしながら、契約の成立時期が受信機の設置の日とされている（規約4条1項）こととの均衡からは、受信機の廃止の日に契約が終了するのではないかとも考えられます。貴協会において受信機の廃止等が届出された場合に、契約の終了時期は受信機が廃止等された時と扱われているのでしょうか、それとも解約の届出日と扱われているのでしょうか。

特に、成年後見人が選任される事案などでは、病院への入院や介護施設への入所等により放送受信契約を要しないこととなった後しばらくして選任された成年後見人から解約の届出がなされることが通常です。入院や入所等により放送受信契約を要しないこととなった後解約届出までの受信料を、自ら届出をすることが困難であることが通常である成年被後見人に負担をさせる取扱いは酷であるとも思われます。

そこで、成年後見人が選任された場合、契約の終了時期は、成年被後見人が入院や入所等により放送受信契約を要しないこととなった時と扱っておられるのか、そしてその時以後、解約届出までの間に徴求された受信料については返還をする取扱いがなされているのか、その取扱いの根拠とともに御回答ください。

なお、本質問と関連して、規約9条1項における「廃止すること等」の「等」とは、いかなる事情を想定されているのかをご教示願います。

#### **【質問事項4】受信できない場合の免責条項について**

規約13条1項は、「放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。」と日本放送協会の免責条項を定めています。

ここで、「放送の受信について」の「事故」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

電波障害等の、各受信機における放送電波の受信が不可能となる事態などのみを想定しているのでしょうか。それとも、放送によって一定の事故（光の点滅によるいわゆる「ポケモンショック」などのような）が生じた場合の免責をも定めるのでしょうか、御教示下さい。

なお、この条項は、事故が生じたことにつき貴協会に故意・過失がある場合も貴協会の免責を定めるのでしょうか。合わせて御回答下さい。

以 上